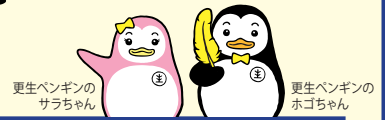


人はみな、
生かされて
生きてゆく。

支援の絆

平成 30 年
5 月 Vol.5



認定特定非営利活動法人千葉県就労支援事業者機構 〒260-0021 千葉市中央区新宿 1-5-8 電話 043-243-0086 FAX 043-306-3055

再犯防止の推進と就労支援

千葉県就労支援事業者機構の会員、県内の協力雇用主の皆様方には、日頃、就労支援を通じて、保護観察対象者等の円滑な社会復帰と再犯防止に御支援を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、更生保護の仕事をしていると、犯罪や非行は「自己責任」なのに、なぜ支援の手を差し伸べなければいけないのかといった御意見を耳にします。犯罪や非行はいかなる理由があっても手を染めてはいけない行為であって、あえてそうした行為を行った以上は本人の責任という考え方で。

最近、是枝裕和監督の「万引き家族」という作品がカンヌ映画祭で最高賞を受賞しました。万引きを生計手段にしている家族を描いた作品ですが、登場人物の小学生は学校にも行かずに親と万引きを繰り返しています。こうした家族が実在するか否かはともかく、平成 28 年度に全国の児童相談所において受けけた児童虐待（ネグレクト、性的虐待など）相談対応件数は、10 年前の約 3.3 倍となる約 12 万 2 千件であり、子どもの 7 人に 1 人が貧困状態にあるといった社会事象を考えると、何らかの社会的な問題を抱えた家族のもとで暮らす子どもたちは決して少なくないと思われます。もちろん、児童虐待・貧困＝犯罪・非行という単純な図式ではありません。

しかし、ある元少年鑑別所心理技官の「誰でもある一定の状況に置かれれば犯罪を起こし得る…圧倒的多数は不遇な生い立ちや教育の欠如などに起因するいわゆる『社会的訓練(social skills)』の不備が犯罪に至った原因」という言葉を借りるならば、個人の責任と決めつけるだけでなく、社会的な問題を生まれるがために背負ってきたということにも目を向ける必要があるではないかと思います。

また、その大もとにある社会的な問題も「世代連鎖」という言葉に象徴されるように、世代をまたいで問題が受け継がれている現状があります。児童虐待を例にとれば、虐待する親も虐待を受けてきたというケースが多く見受けられます。犯罪や非行にも連鎖と見受けられる事象はあり、親が薬物常習者だった、暴力団構成員だったという姿を子どものころから見てきて、犯

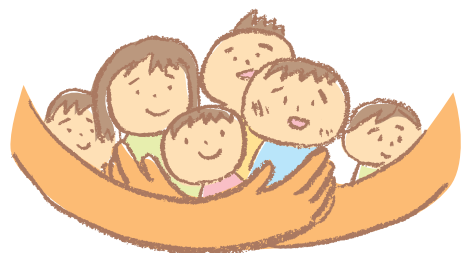
千葉保護観察所長 原沢 和茂



罪や非行に対する心理的なハードルが低くなってしまうこともあり、結果として「世代連鎖」につながっています。

いずれにしても、こうした負の連鎖はどこかで止めなければいけません。冒頭の「自己責任」の考え方では、親や子どもがひたすら努力すればよいということになりますが、負の連鎖に陥っている人たちは社会的訓練の不備だけでなく、明るい展望が見えない中で前向きな気持ちが持てずにいることも事実です。まずは、このことをしっかりと理解した上でないと、その先のこと（例えば、就労や修学など）を無理に進めても、砂上の楼閣となってしまいます。就労支援についても、働く機会を提供すれば終わりではなく、就労を通じて良好な人間関係を構築し、計画的で規則正しい生活を確立するための重要な手がかりであるとの理解が大切です。その観点からは、就労が安定する過程で生じてくるであろう様々な問題等について、雇用主として適切な解決方法を助言する事により、安易に犯罪や非行に逃げ道を求めるのではなく、犯罪や非行と無縁である生活を選択肢として獲得させていくことが求められます。

人を育ててゆくことはとても難しい営みです。就労支援も人を育てると考えれば一筋縄ではいかない難しい取り組みです。日々、そのことを理解しつつ、保護観察対象者等の雇用、その他生活の支援等に御協力いただき、円滑な社会復帰と再犯防止に御尽力いただいている協力雇用主の皆様方には頭が下がる思いがしています。引き続き、皆様方の御支援を賜り、県内における刑務所出所者等の就労支援に取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。



協力雇用主の声

協力雇用主として思うこと

ケイエス急送有限会社 代表取締役 杉山 勝美



「プルプル〜プルプル」と電話が鳴った。「はい、ケイエス急送有限会社です」それが、私の経営している会社と、千葉刑務所前にある更生保護施設「婦性会」様との出会いの始まりでした。平成 18 年 6 月初めの頃でした。

軽自動車独立開業ドライバー募集の広告を見て応募したいのですが面接してください。これが私の始めて服役を終わって社会に復帰する方との出会いでした。お住まいはどちらですか？千葉市貝塚ですとの事、八街で面接は出来ますか？との問いに車がないので千葉市内で面接希望でした。翌日面接しました。

面接時履歴書を見ると職歴がないためお聞きしたところ、懲役 7 年の刑期が終わり、いろいろな所で面接してもらったが採用して貰えなかった、一生懸命働くので何とか採用して頂きたい、保証人はいませんがちゃんと働きたい旨切実に対応してくれました。「罪状は殺人でした。」

住むところはしばらくの間「婦性会様」にお願い致しまして、千葉市内のアパートを手配し住む用意もいたしました、仕事はまじめでした。人より朝早く荷支度し出発し間違いもなく、配達会社の指示通り真面目な勤務態度で千葉市内の一部地域の宅配便の配達の仕事でした。最初は私も服役経験者を採用するのは初めての事でありましたし、社内の役職者もある程度採用に抵抗はあったようでした。でも、私は決心して採用する事にしました。

私の処で 5 年 3 ヶ月働いて立派に勤め一番最初に採用した従業員が、ある日、突然「社長にお話がある」という事でした。話を聞きますと「実は田舎に住んでいる母親が先日来て、お前も一時罪を犯しもう駄目かなと思っていたがこの 5 年間真面目に勤めている真面目になっていると社長に聞いた、もう以前のような事は無いだろうから、田舎で勤めてくれる人が居るので結婚しないかとの事、そして実家に帰ってきてくれないか」とのことでした。「おめでとう、よかったね」との話の中で「社長の所の仕事が嫌いではないが、お世話になっていながら言うの

は嫌だけど今のままでは、過去を如何しても思い出してしまう。また、社長が自分の過去を知っているのですからこのまま退職したい」旨のお話でした。真面目な仕事ぶりで今後も一緒に仕事したかったのですが、事情が事情なため残念でしたが、お話をとお受けすることに致しました。彼も退職してから 2 年後に連絡があり、お二人の間にお子様生まれ幸せに暮らしておりますとの事、良かったと思います。今でも年に 1 度年賀の便りが届きます。嬉しい限りです。

今まで、12 年間でお世話した 13 名の方々の中で、独立や家業に戻った方が 4 名ほど、3 ヶ月から 1 年未満で何処かに無断で行った方が 4 名、残念ながら未だ自分の力不足と自分を責めております。現在 5 名の方が働いております。現在の方は真面目に働き特に中の 1 名は貯金も 2 年間で 200 万円以上貯めております。今年 3 月には子供の頃から夢であった「BMW」を購入し休みのとき漸く帰れるようになった実家へ帰っているようです、この 5 月吉日結婚も致しました。私どもの会社の主任としてこれからもがんばってくれるという事で嬉しい限りです。お子さんが生まれるのが楽しみです。

私も、今年 11 月には 77 才となるため、仕事は来年 8 月で現役を引退し、後継者に引き継ぐ予定をしております。でも命ある限り真面目に社会復帰を望む方が居られれば「誠心誠意」手助けしていきたいと思います。

私と同じお考えの方が居られましたら連絡をください、お互いに手を取り合って更生を願う方を支援して行こうでは有りませんか！一度の過ちから犯罪を犯す方が居る限り見捨てないで、お互い本気で社会復帰のお手伝いしていきませんか！12 年の間いろんな事がまだまだありました。まだまだ続くでしょう。

とりとめのないお話を記述させて頂きましたがお許しください、今後とも皆様の仲間としてご指導ご鞭撻のほど宜しくお願い致します。

平成 30 年度更生保護就労支援事業受託について

当機構は平成 29 年度に引き続いて法務省より「更生保護就労支援事業」を受託いたしました。

今年度につきましても事業所の体制は就労支援員 1 名・支援員補助 1 名・事務員 1 名（支援員補助兼務）の合わせて 3 名です。

また、達成目標は就労支援 80 件、協力雇用主開拓 50 件うち雇用実績のない協力雇用主の新規雇用 15 件となっております。ちなみに 29 年度実績は、千葉保護観察所及び各地区保護司会皆様をはじめ関係各団体等のご指導ご協力により就労支援目標 80 件に対し 86 件、協力雇用主開拓目標 100 件に対し 108 件といずれも目標を達成しております。

引き続きご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



就労支援事業所の事例

就労支援事例 知的障がいがありながら造園業で元気に働いている事例

神奈川県医療少年院在院中に就労支援希望があった。事前情報で農作業希望とあったので、安房地区の農業法人（協力雇用主）に住込み就労可能か聞いてみた。

本人の罪名から幼い子供がいるので遠慮すると断られた。又、介護施設（協力雇用主）にも打診してみた。命を預かる仕事なのでリスクがある。辞退すると言われた

選定日から退院日まで間が無いことから、退院日に観察所で初回面談を行った。母親が同席した。知的障がいがあり、通所型の作業所しかないかと本人も保護者も最終的には考えていたようである。只、出来れば一般企業で働きたい。働かせたいとの思いが強く、何が出来るかを面談で相談した。本人は障がいの影響でせいぜつ行為に及んだこともあり、保護者は通勤送迎も覚悟してどこかないかと聞かれた。

HW 専門援助部門に相談したところ、一旦、障害者枠登録すると、一般枠には簡単に戻せないとの返事があった。又、障害者受入施設から面倒見るとの案内もあった。但し、療育手

帳の取得が条件になるとのこと。これは最後の抑えにした。

自宅から朝晩送迎できる範囲。業種が清掃か農作業。帰住地から近い範囲で雇用主を検索した。

同じ自治体の範囲で、造園業を営む協力雇用主があったので、ハンディのある者でも働ける場所があるか打診してみた。造園業には現場での植栽や剪定作業などの他に、苗木の育成や手入れなどバックヤード的な仕事がある。一度保護者同席で会って話を聞いてみたいと好意的な返事を頂いた。社長は保護司さんでもある。

面接日程調整を行い、保護者・本人と社長で面談し、試に働いてみるかと内定を頂き就労が始まった。朝は母親が送り、帰りは同方向の職人さんが送ってくれている。

その後の勤務状況も問題なく継続していることを確認した。社長からは真面目に頑張っている。と良い評価を頂いている。暫く経過を見た上で支援は終了した。社長からは同様の障がいのある対象者がいれば相談に乗るとも言われている。

適用年齢引き下げ警鐘

少年法で千葉大院・後藤教授

少年法の適用年齢を20歳未満から18歳未満へと引き下げる議論が注目される中、少年法に詳しい千葉大学院の後藤弘子教授が少年犯罪について、千葉市内で講演。「刑務所では少年の自立が阻害される。30〜40代で出所して、社会に受け入れられるのか」と適用年齢引き下げによる少年犯罪厳罰化の流れに、警鐘を鳴らした。

成人年齢を20歳から18歳に引き下げる改正民法などが13日に成立し、2022年4月施行が決まった。これを受けて次の焦点は、適用年齢を20歳未満から18歳未満へと引き下げる少年法の改正に移る。現在、法制審議会（法相の諮問機関）では少年法を20歳未満から18歳未満に引き下げる議論が行われている。後藤教授は改めて少年法の理念を「少年を健全に育成する役割があり、私たちが果たさなくてはならない」と強調した。

後藤教授は引き下げに危機感を抱きつつ「非行少年を早めに発見し対応すれば重大な非行を防げる」と社会全体での支援を訴えた。

非行少年のほとんどが児童虐待やいじめなどの被害を受けており、「適切な支援を得られず大人への不信感が非常に強い」と指摘。少年の抱えるリスクを最小化し「早めに対応すれば重大な非行につながらない可能性がある」と早期発見と支援が必要と述べた。



少年法の適用年齢引き下げについて警鐘を鳴らす
後藤教授＝千葉市中央区

平成 30 年 千葉県就労支援事業者機構 通常総会記念講演関連記事

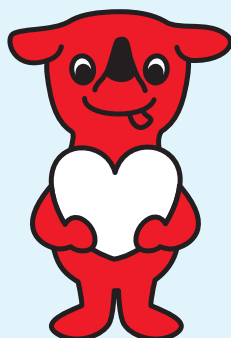
少年犯罪と 少年年齢の引き下げ

講師 千葉大学法科大学院専門法務研究科長

後藤 弘子 教授

平成 30 年 5 月 15 日千葉市生涯学習センター

（千葉日報社平成30年6月14日付掲載）



千葉県 PR
マスコットキャラクター
チーパくん

協力雇用主会の活動

松戸地区更生保護協力雇用主会

松戸地区更生保護協力雇用主会会長
株式会社ダイエックス代表取締役 戸田 栄造



皆様こんにちは！松戸地区更生保護協力雇用主会の会長職を仰せつかりました戸田栄造です。

実は数年前から会長職にと言われてたのですが、私は認定 NPO 法人千葉県就労支援事業者機構の理事の末席を汚していたものの、恥ずかしいことにこの会の動きをリードすることなく今年を迎えました。

この間、松戸地区保護司会の小川会長さんや吉本副会長さんたち保護司会の皆様と古くからの協力雇用主である丸昭建設工業さんの小滝社長が動きを進めて居まして、過日日出度く当会が 32 社をもって正式に発足することが出来ました。

5 月 22 日松戸市総合福祉会館で開催された総会では会則と役員、会費が決まり正式に当会がスタートしました。全役員を紹介させていただきます。

会 長	戸田 栄造	(株)ダイエックス
副会長	小滝 昭二	(株)丸昭建設工業
	吉本 葉子	松戸地区保護司会副会長
会 計	高橋貴美子	松戸地区保護司会協力組織部会長
理 事	前田 健治	(株)起工業
	殿村竜太郎	(株)ケーピーコーポレーション
	月元 東秀	(株)佑星
監 事	石橋 雅美	(株)みやび建工
	井比 宏育	(株)井比石材工業

今後の予定ですが、7 月には理事会を開催し、10 月の施設見学会、11 月の研修会、12 月の懇親会、31 年には理事会、保護司会・更生保護女性会・BBS との交流会を考えています。

その昔、社会復帰する子供たちの前で数回お話をする機会を頂きましたが意外に率直なのにびっくりしました。親との繋がり、祖父母との繋がりに欠け、まさに愛情に飢えているんだなあと感じました。私たち協力雇用主が親代わりと成り、彼らの気持ちを受け入れる環境を当会で作らねば、そう決意したところです。今後のご指導をよろしくお願いいたします。



新規会員のご紹介

平成 29 年 10 月 1 日以降の新規会員を紹介いたします。(順不同、敬称略)

二種会員 (一般の事業者)		賛助会員 (個人、法人又は団体)	
十倉トーヨー住器株式会社	株式会社真誠	伸正工業株式会社 株式会社 WATANABE 栗田さつき	NPO 法人成良会 有限会社真栄ビル管理
2 社		5 社	

平成 30 年 3 月 31 日現在の会員数は次の通りです。() 内平成 29 年度中新規会員件数

一種会員	6	(0)	二種会員	103	(+28)	三種会員	18	(0)
四種会員	35	(+1)	賛助会員	121	(+6)	合 計	283	(+35)



お知らせ

平成 30 年度新規協力雇用主研修会が千葉刑務所に於いて開催されます。開催日平成 30 年 9 月 11 日(火) 詳細は別途ご案内いたします。



平成 30 年度通常総会